

公の施設及び外郭団体の見直しについて

見直しの内容

1 公の施設

(1) 公の施設のあり方

設置目的の達成状況や民間・市町村による代替サービスの提供の状況を踏まえ、次の施設について、施設の廃止、実施事業の廃止等の方向性を定め、実施に向け取り組むこととした。

〔保健環境科学研究所〕

見直しの方向性 機能の一部廃止（依頼検査の廃止）

実施目標時期 平成20年度末（公の施設設置条例を廃止）

見直し理由

- ・ 県民等からの依頼検査（公の施設機能）は、民間の検査機関で同等の検査が対応可能であり、近年実績もないため。
- ・ なお、行政機関（試験研究機関）としては引き続き存置し、必要な行政検査は実施。

〔高度情報化センター（東部・中部・西部）〕

見直しの方向性 廃止

実施目標時期 平成21年度末

見直し理由

- ・ パソコンやインターネットの普及率が向上し、県民向け情報リテラシー（活用能力）向上事業は市町村や民間でも相当程度行われているため。
- ・ なお、企業向けのIT活用支援機能（東部）については、産業高度化支援センターへ移管。

〔総合福祉センター（東部・西部）〕

見直しの方向性 機能の一部廃止（介護用品展示を廃止）

実施目標時期 平成21年度末

見直し理由 ・福祉用具を取り扱う民間事業者が増加し、県が役割を担う必要性が薄れたため。

〔生涯学習推進センター〕

見直しの方向性 青少年の家へ移転・統合

実施目標時期 平成22年4月

見直し理由 ・施設の一体的運営により効率化を図るとともに、宿泊機能を活用し研修内容を強化するため。
市町村や民間等におけるサービス提供の現状を踏まえ、県民向け講座の「しまね県民大学」は20年度末で廃止し、指導者養成機能に特化した研修を実施。

（2）コスト縮減

施設の維持管理コスト縮減策検討チームを設置し、縮減策を検討

- ・清掃業務及び植栽管理業務など、施設ごとに定めている仕様の統一的視点での見直し
- ・個別の光熱水費等の縮減策を検討するための、各施設調査、診断など

（3）指定管理者制度

平成22年度の一斉更新に向け、公募開始前までに制度のあり方を見直し

主な検討項目

- ・指定管理者の業務評価
- ・危機管理マニュアル策定の義務化
- ・指定管理期間等の公募条件
- ・指定管理者へのインセンティブ付与制度（利用料金制等）

2 外郭団体

提言を受けた事項について、「経営評価」などを通して点検していく。

主な提言事項

- ・ 設立目的や存在意義の点検（市町村・民間との役割分担の見直し等）
- ・ 効果的効率的な事業実施（団体間での連携の推進等）
- ・ 資産の有効活用（資産保有目的の点検、財産の効率的な活用の検討等）
- ・ 経営基盤の強化（寄附控除制度の活用等）
- ・ 適切な団体経営の推進（理事会等の活性化、県民への情報提供等）